

生産性を向上させ、「事業場内で最も低い賃金」の引上げを
図る中小企業・小規模事業者を支援する

業務改善助成金等説明会

対象者

- 申請を検討している事業主
- 社会保険労務士
- 各種業界団体
- 生産性向上に資する機器等のメーカー ほか、
業務改善助成金に関心をお持ちの方はどなたでも。

参加
無料

開催日	内容	場所	申込期限 申込フォーム
8月31日 (木)	13:30 受付開始	佐賀第2合同庁舎3階 (佐賀市駅前中央3-3-20) 【定員】40名 ☎ 0952-32-7218	8月23日 ※1 
9月5日 (火)	14:00~15:00 業務改善助成金等 の説明 15:00~16:00 個別相談会※2 【先着4名】	ハローワーク鳥栖 (鳥栖市東町1-1073) 【定員】20名 ☎ 0942-82-3108	8月28日 ※1 
9月6日 (水)	【対象】 事業場内最低賃金と 地域別最低賃金の差額が 30円以内の事業所	ハローワーク武雄 (武雄市武雄町昭和39-9) 【定員】20名 ☎ 0954-22-4155	8月29日 ※1 
9月7日 (木)		ハローワーク唐津 (唐津市熊原町3193) 【定員】20名 ☎ 0955-72-8609	8月30日 ※1 

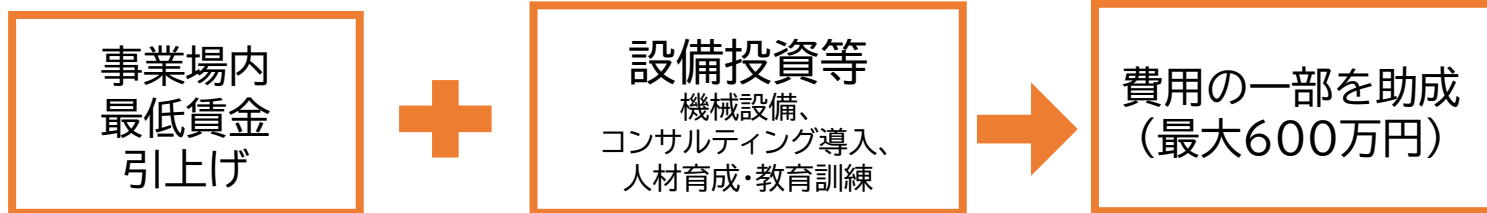
※1 申込期限後は、開催当日会場にて受付いたします。
(名刺の提出で受付に代えさせていただきますので、名刺をご持参ください。)

※2 個別相談会…佐賀働き方改革推進支援センターの専門家(社会保険労務士)が対応いたします。

※ お申込みでいただいた個人情報は本セミナーの実施のために使用し、それ以外の目的では使用しません。なお、佐賀働き方改革推進支援センターでの個別相談会を希望される場合は当日別途お申し込みください。

業務改善助成金とは

業務改善助成金は、事業場内で最も低い賃金(事業用内最低賃金)を30円以上引上げ、生産性の向上に資する設備投資等を行った場合、その設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度です。



※事業場内最低賃金の引上げ計画と設備投資等の計画を立てて申請いただき、交付決定後に計画どおりに事業を進め、事業の結果を報告いただくことにより、設備投資等にかかった費用の一部が助成金として支給されます。

対象事業者・申請の単位

- ・中小企業・小規模事業者であること
- ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内であること
- ・解雇、賃金引上げなどの不交付事由がないこと

対象となる設備投資など

助成対象事業場における、生産性向上に資する設備投資等が助成の対象となります。
また、一部の事業者については、助成対象となる経費が拡充されます。

助成上限額

コース区分	事業場内最低賃金の引上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	
			右記以外の事業者	事業場規模30人未満の事業者
30円コース	30円以上	1人	30万円	60万円
		2~3人	50万円	90万円
		4~6人	70万円	100万円
		7人以上	100万円	120万円
		10人以上※	120万円	130万円
45円コース	45円以上	1人	45万円	80万円
		2~3人	70万円	110万円
		4~6人	100万円	140万円
		7人以上	150万円	160万円
		10人以上※	180万円	180万円
60円コース	60円以上	1人	60万円	110万円
		2~3人	90万円	160万円
		4~6人	150万円	190万円
		7人以上	230万円	230万円
		10人以上※	300万円	300万円
90円コース	90円以上	1人	90万円	170万円
		2~3人	150万円	240万円
		4~6人	270万円	290万円
		7人以上	450万円	450万円
		10人以上※	600万円	600万円

(例)



POSレジシステムの導入により、混雑時のレジ待ちがなくなりました



福祉車両の導入により、車椅子利用者の送迎の負担が軽減されました



助成率

870円未満	9/10
870円以上 920円未満	4/5(9/10)
920円以上	3/4(4/5)

共催: 佐賀労働局・佐賀県

【問い合わせ】
佐賀労働局 雇用環境・均等室
TEL 0952-32-7218
佐賀県 産業人材課
TEL 0952-25-7100